

# 農業土木工事検査要領

## 第1 目的

この要領は、岩手県県営建設工事検査規則（昭和32年4月19日規則第19号）に基づき、農業土木工事の検査に必要な事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## 第2 適用

この要領は、県営土地改良事業等における請負工事に係る出来形検査及び完成検査に適用する。

2 完成検査は、建設工事が完成した旨の通知を受けて、完成を確認するための検査。

3 出来形検査は、建設工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品の代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。

## 第3 検査立会い

検査の実施にあたっては、監督職員及び受注者又は現場代理人並びに主任技術者の立会いのもとに行う。必要に応じて、製造者又は材料納入者を立ち合わせるものとする。

## 第4 検査を行う職員

設計額が1件6,500万円以上の建設工事に係る完成検査は、原則として農村計画課総括課長及び農村計画課の事務を所掌する職員（以下「工事検査員」という）が行うものとする。

2 出来形検査、設計額が1件6,500万円未満の建設工事に係る完成検査は、原則として別表第4に定める公所長及び公所長が所属技術職員の中から指定した職員（以下「公所検査員」という）が行うものとする。

ただし、検査が特別の技術を要するとき、同一の時期に検査が競合するなど、工事検査員または公所検査員による検査が困難と認められる場合には、公所長は特に指定した者に行わせることができるものとし、指定した職員が所属する公所長に対し、公所検査員の派遣依頼をするものとする（様式第10号）。

3 検査（低入札工事の検査を除く）は、農村計画課技術指導担当職員のほか、次の各号に該当する者のうち、検査員研修を受講した者が行うものとする。

- (1) 主査級以上職員（主任を含む）
- (2) 職員の再任用に関する条例に該当して再任用された職員
- (3) 技師のうち、国または地方公共団体に25年以上勤続した経験を有する者

4 低入札工事の検査については、農村計画課技術指導担当職員のほか、次の各号に該当する者のうち、検査員研修を受講した者が行うものとする。

- (1) 主任主査級以上職員
- (2) 職員の再任用に関する条例に該当して再任用された職員
- (3) 技師のうち、国または地方公共団体に25年以上勤続した経験を有する者

5 農村計画課は検査員研修を毎年開催し、検査を行う職員は原則として5年に1度以上これを受講するものとする。

## 第5 兼職の禁止

工事検査員又は公所検査員（以下「検査職員」という。）は、特別の必要がある場合を除き、農業土木工事監督要領第2条に規定する監督職員と兼ねることはできない。

## 第6 検査の請求

公所長は、工事検査員が行う検査に係る工事について、受注者から工事完成届の提出があったときは、農村計画課総括課長に工事完成届等を添えて工事完成届等進達書（様式第

11号)を提出しなければならない。

## 第7 検査の内容

検査は、当該工事の出来高を対象として、原則、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて確認し、合否の判断を行うものとする。

- 2 工事实施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。
- 3 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は県営建設工事請負契約書別記第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うことができるものとする。
- 4 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は県営建設工事請負契約書別記第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うことができるものとする。
- 5 工事の出来高数量は、工事出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形図及び出来形数量計算書等により確認するものとする。

## 第8 検査の判定基準

検査の合格又は不合格の判定基準及び不合格の場合における処置は、次の各号によるものとする。

- 1 合格
  - (1) 測定値が全て別表第2に定める規格値を満足する場合。
  - (2) 測定値の一部が規格値の上限値を超えているが、構造及び機能に支障ないと判断される場合。
- 2 不合格  
測定値が前項各号に該当しない場合。
- 3 不合格の場合の処理  
前項に該当する場合は、第10によるものとする。

## 第9 検査結果の取扱い

検査職員は、検査を実施したときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 完成検査を行ったときは、工事毎に工事完成検査復命書（様式第1号）及び工事完成証明書（県営建設工事請負契約書別記様式第18号）を作成し、知事に提出する。
- (2) 出来形検査を行ったときは、工事毎に工事出来形検査復命書（様式第2号）及び工事出来形確認調書（様式第3号）を作成し、知事に提出する。
- 2 必要な場合には、完成検査指示書（様式第9号）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 3 工事成績の評定は、請負工事施工成績評定要領に基づき行うものとする。

## 第10 修補の請求

検査職員は、検査の結果、工事の出来形、内容が契約図書に照合して不完全な箇所がある場合において、修補の必要を認めるときは、受注者に対して、修補の請求を行わなければ

ばならない。

- 2 前項の請求は、工事目的物の修補箇所の範囲、内容等修補すべき事項を記載した工事修補請求書（様式第4号）により行うものとする。
- 3 第1項の請求を行ったときは、工事検査報告書（様式第5号）に工事修補請求書を添付し、知事に報告するものとする。
- 4 修補の請求をした場合は、公所長は農村計画課技術指導担当及び農村建設課事業担当に報告するものとする。

#### 第11 修補請書の徴収

知事（公所長）は、検査職員から前条の報告を受けた時は、受注者から工事修補請書（様式第6号）を徴するものとする。

#### 第12 修補確認検査

知事（公所長）は、受注者が工事修補を完了したときは、速やかに工事修補完了届（様式第7号）を提出させるものとする。

- 2 工事修補の完了を確認する検査は、原則として当該工事の検査に当たった検査職員が行うものとする。
- 3 修補確認検査は、完成検査に準じて行うものとする。
- 4 検査職員は、出来形その他内容等が契約図書に照合して不完全の箇所がなく、修補確認検査を終了した場合には、工事修補完了復命書（様式第8号）及び工事完成証明書（県営建設工事請負契約書別記様式第18号）を作成し、知事に復命するものとする。
- 5 やむを得ない理由で、修補を指示した検査職員が修補確認検査を行うことができない場合は、公所長等は別の職員に検査を行わせることができるものとする。
- 6 検査職員以外の職員が修補の請求を行う場合は、第10、第11及び第12の1号から5号に準拠して処理するものとし、原則、修補を請求した職員が工事修補の完了を確認する検査を行うこととする。

#### 第13 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 工事实施状況の検査留意事項

項 目	関 係 書 類	内 容
契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿 その他の関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の状況

別表第2 出来形検査基準

工 種	検査内容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要	
1 共 通 工 事	1. 掘削	基 準 高		±100	基準高、幅、法長については、施工延長 500m～600m につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 未満は 2 箇所測定する。 箇所単位のもの適宜測定する。	
		幅		-150		
		法 長	法長 5m 未満 〃 5m 以上	-200 -4%		
		施 工 延 長		-200		
	2. 盛土	基 準 高		±100	同 上	
		幅		-150		
		法 長	法長 5m 未満 〃 5m 以上	-100 -2%		
		施 工 延 長		-200		
	3. 石積み コンクリートブロック 積み 石張工 コンクリートブロック 張り (河川護岸は除く)	基 準 高		+65 -40	基準高、厚さ、法長については、施工延長 200m～300m につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 200m 未満は 2 箇所測定する。 箇所単位のもの適宜測定する。	
		厚 さ	石面より裏込コンクリート背面まで 石面より裏込材料背面まで	-50 -100		
		法 長	法長 2m 未満 〃 2m 以上	-40 -75		
		施 工 延 長		-0.1%		
ただし延長 10m 未満 10m 以上 50m 未満 50m 未満 200m 未満			-50 -100 -200			
4. 基礎杭打工	基 準 高	木杭、プレキャストコンクリート杭 鋼管杭の場合 場所打ち杭、深礎杭の場合	+75 -45 ±45	基準高、偏心については、施工本数 200 本～300 本につき 1 本以上測定する。 ただし、施工本数 200 本未満は 2 本測定する。	D = 杭径	
	偏 心	1) 木杭 2) プレキャストコンクリート杭 及び鋼管杭 3) 場所打ち杭 4) 深礎杭	225 D/4 かつ 100 以内 100 150			

工 種	検査内容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要	
1 共 通 工 事	5. 矢板打工 (矢板護岸を含む)	基 準 高		±45	基準高、中心線のズレについては、施工延長 200m～300m につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 200m 未満は 2 箇所測定する。	
		中 心 線 の ズ レ		±100		
		施 工 延 長		-0.1%		
			ただし延長 200m 未満	-200		
	6. オープンケーソン	標 準 高		±100	基準高、幅、厚さ、高さ、長さについては、構造図の寸法表示箇所を適宜測定する。	
		幅		-20		
		厚 さ		-50		
		高 さ		-100		
		長 さ		-50		
		偏 位		300		
	7. 栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	幅	栗石基礎、砕石基礎	-200	幅、厚さについては、施工延長 500m～600m につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 未満は 2 箇所測定する。	管水路の基礎は「8 管水路工事の 1. 管体基礎工(砂基礎等)」による。
			砂基礎、均しコンクリート	-100		
		厚 さ	栗石基礎、砕石基礎、砂基礎	-50		
			均しコンクリート	-20		
		施 工 延 長		-0.2%		
		ただし延長 50m 未満	-100			
8. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎 " 側溝 " 管渠 横断構造物 コンクリート擁壁 その他上記に準ずるもの	基 準 高		±45	基準高、幅、厚さ、高さについては、施工延長 200m～300m につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 200m 未満は 2 箇所測定する。 箇所単位の場合は適宜測定する。		
	厚 さ	部材厚 30 cm 未満	-20			
		" 30 cm 以上	-25			
	幅		-30			
	高 さ	2m 未満	-30			
		2m 以上	-45			
	施 工 延 長 (又 は 長 さ)		-0.1%			
		ただし延長 2m 未満	-30			
	10m "	-50				
	50m "	-100				
	200m "	-200				

工 種	検査内容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要
1 共 通 工 事	9. 精度を要するもの 分土工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基 準 高	±20	構造図寸法表示箇所を適宜測定する。	
		幅	±20		
		厚 さ	±10		
		高 さ	±10		
		長 さ	±10		
	10. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	基 準 高	±40	基準高、中心線のズレについては、施工延長 500m～600mにつき 1箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。	
		中 心 線 の ズ レ	±50		
		施 工 延 長	-0.1% ただし延長 200 未満 -200		
	11. 土水路	基 準 高	±100	基準高、幅、高さについては、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所 以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。	
		幅	-75		
		高 さ	-75		
		施 工 延 長	-0.2% ただし延長 200m未満 -400		
12. 鉄筋組立	か ぶ り	±φかつ最小かぶり以上 φ:鉄筋径	かぶり、中心間隔について、おおむね 5 スパン (5 打設ブロック) に 1 箇所以上測定する。 ただし、上記未満は 2 箇所測定する。	1 面当たり 4 箇所程 度測定する。 同一鉄筋上での測定 は行わない。 1 面当たり鉄筋 10 本 程度の間隔を測定す る。 測定箇所は、スパン 毎に同じ位置とならな いように測定する。	
	中 心 間 隔	±φ φ:鉄筋径			

工 種	検査内容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	厚 さ	-20%	厚さについては、1ha 当たりおおむね 3 点測定する。	
	2. 基盤造成 表土整地	基 準 高	指定したとき ±150	基準高・均平度については、1ha 当たりおおむね 3 点測定する。	
		均 平 度	±50		
	3. 畦畔復旧	幅	-50	幅、高さについては、施工延長おおむね 2,000mにつき 1 箇所以上測定する。	
		高 さ	-50		
	4. 道路工 (砂利道)	幅	-150	基準高、厚さ、幅については、幹線道路施工延長 500mにつき 1 箇所以上測定する。 支線道路は、施工延長おおむね 2,000mにつき 1 箇所以上測定する。	
		厚 さ	- 45		
施 工 延 長		-0.2% ただし、延長 200m 未満 - 400			
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕	耕 起 深	果樹 -75 野菜 -15	耕起深については、おおむね 1ha 当たり 1 箇所の割合で測定する。	
	2. テラス (階段畑)	幅	指定したとき 150	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さ、法勾配については、テラス延長おおむね 1,000mにつき 1 箇所以上測定する。	
		耕 起 幅	指定したとき -150		
		側 溝 幅	-75		
		側 溝 高 さ	指定したとき -75		
	3. 道路工 (耕作道)	幅	-150	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さについては、施工延長おおむね 1,000 mにつき 1 箇所以上測定する。	
		厚 さ	-45		
		側 溝 幅	-75		
		側 溝 高 さ	指定したとき -75		
	4. 土壌改良	P H 測 定	指定したとき ±0.5	PH測定については、おおむね 10 a 当たり 1 箇所の割合で測定する。	
5. 改良山成	基 準 高	指定したとき ±300	基準高については、おおむね 1ha 当たり 1 箇所の割合で測定する。 法勾配については、施工面積おおむね 1,000 m <sup>2</sup> 当たり 1 箇所の割合で測定する。	切土部のみ対象とする。	
	法 勾 配	-			

工 種	検査内容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要	
4 農 道 工 事	1. 路盤工	基 準 高	下層	±50	基準高、幅、中心線のズレについては、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。	
		幅	下層	-50		
		厚 さ	下層	-50		
			上層	-30		
		中心線のズレ		±100		
施 工 延 長		-0.2%				
	ただし延長 50m未満	-100				
2. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	幅		-30	幅、中心線のズレ、平坦性（直読式による場合）については、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。 厚さについては、施工面積おおむね 1,000 m <sup>2</sup> につき 1 箇所の割合で測定する。 ただし、施工面積 1,000 m <sup>2</sup> 未満は 2 箇所測定する。	注：平坦性について直読式の場合は実測による。 プロファイルメータの場合は施工管理記録による。	
		厚 さ	コンクリート舗装			-10
			アスファルト舗装各層			-10
			〃 全層			-15
		中心線のズレ				±50
施 工 延 長		-0.1%				
	ただし延長 150m未満	-150				
3. 砂利舗装工	幅		-30	幅、厚さについては、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する		
		厚 さ	-45			
		施 工 延 長				-0.2%
ただし延長 50m未満	-100					
4. 道路トンネル	支保工	幅		-70	幅、間隔については、適宜測定する。	
			間 隔			
	コンクリート覆工	基 準 高		±50	基準高、幅、高さについては、施工延長 100m～200mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 100m未満は 2 箇所測定する。 巻厚、中心線のズレについては適宜測定する。	
			幅	-70		
		巻 厚		-50		
			高 さ	-70		
		中心線のズレ	直線部	±100		
			曲線部	±150		
	施 工 延 長		-0.1%			
		ただし延長 150m未満	-150			

工 種		検査内容		規 格 値 (mm)		検 査 の 対 象		摘 要	
4 農 道 工 事	5. 道路トンネル (NATM)	支保工	幅		-70	幅、間隔については、適宜測定する。			
			間 隔		±75				
		吹付コンクリート厚		施工吹付厚≥設計吹付厚 ただし、良質な岩盤で施工端部、突出部等の 特殊な箇所は設計吹付厚の 1/3 以上を確保 するものとする。		基準高、幅、高さについては、施工延長 100m～200mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 100m未満は 2 箇所測定する。 厚さ、中心線のズレについては適宜測定する。			
		コン ク リ ー ト 覆 工	基 準 高		±50				
			幅		-50				
			巻 厚		-0				
			高 さ		-50				
			中 心 線 の ズレ	直線部	±100				
	曲線部		±150						
施 工 延 長		-0.1%							
	ただし延長 150m未満		-150						
5 水 路 ト ン ネル 工 事	1. 水路トンネル	支保工	幅	Bタイプ	-0	間隔、幅については適宜測定する。			
				C、Dタイプ	-40				
		コン ク リ ー ト 覆 工	間 隔		±75				
			基 準 高		±50				
			幅		-40				
			巻 厚		-0				
			高 さ		-40				
			中 心 線 の ズレ	直線部	±100				
	曲線部	±150							
施 工 延 長		-0.1%							
	ただし、延長 150m未満		-150						

工 種	検査内容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要	
6 水 路 工 事	1. 現場打開水路	基 準 高		±30	基準高、幅、厚さ、高さについては、施工延長 100m～200mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 100m未満は 2 箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	スパンの標準 9mと した場合。
		幅		-25		
		厚 さ		-20		
		高 さ		-25		
		中 心 線 の ズ レ	直線部 ±50	曲線部 ±100		
		ス パ ン 長	直線部 ±20	曲線部 ±30		
		施 工 延 長		-0.1% ただし延長 150m未満 -150		
	2. 現場打サイホン	基 準 高		±50	同 上	
		幅		-20		
		厚 さ		-20		
		高 さ		-20		
		中 心 線 の ズ レ	直線部 ±50	曲線部 ±100		
		ス パ ン 長	直線部 ±20	曲線部 ±30		
		施 工 延 長		-0.1% ただし延長 150m未満 -150		
	3. 現場打暗渠	基 準 高		±30	同 上	
		幅		-20		
		厚 さ		-20		
		高 さ		-20		
		中 心 線 の ズ レ	直線部 ±50	曲線部 ±100		
		ス パ ン 長	直線部 ±20	曲線部 ±30		
		施 工 延 長		-0.1% ただし延長 150m未満 -150		
4. 鉄筋コンクリート 大型フリューム 鉄筋コンクリート L 形水路	基 準 高		±30	基準高、幅、厚さについては、施工延長 100m～200mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 100m未満は 2 箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	幅、厚さは鉄筋コン クリート L 形水路を測 定する。	
	幅		-25			
	厚 さ		-20			
	中 心 線 の ズ レ	直線部 ±50	曲線部 ±100			
	施 工 延 長		-0.1% ただし延長 150m未満 -150			
	5. ボックスカルバート 水路	基 準 高				±30
中 心 線 の ズ レ	直線部 ±50	曲線部 ±100				
施 工 延 長		-0.1% ただし延長 150m未満 -150				

工 種		検 査 内 容	規 格 値 (mm)	検 査 の 対 象	摘 要		
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基 準 高	±45	基準高、厚さ、法長については、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。			
		厚 さ	厚さ 10 cm未満 厚さ 10 cm以上			-20 -30	
		法 長	法長 2m未満 法長 2m以上			-50 -100	
		施 工 延 長	-0.1% ただし延長 150m未満			-150	
	2. コンクリートブロック 積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	基 準 高	±50	基準高、幅、高さについては、施工延長 100～200m につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 未満は 2 箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。		幅、高さは、柵渠には適用しない。	
		幅	-40				
		高 さ	-40				
		中 心 線 の ズ レ	直線部 ±50 曲線部 ±100				
	3. ライニング水路 連節ブロック、 コンクリートマット	基 準 高	±75	基準高、幅、法長については、施工延長 100～200m につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 未満は 2 箇所測定する。		布設時の値である。	
		幅	-75				
		法 長	法長 2m未満 法長 2m以上				-50 -100
		施 工 延 長	-0.1% ただし延長 150m未満				-150
基 準 高		±75					
8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 (砂基礎等)	幅	-100	施工延長 500m～600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。			
		高 さ	±30				
	2. 管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) RC管	基 準 高	±30 被圧地下水のある場合 ±50	基準高については、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。 中心線のズレ、ジョイント間隔については適宜測定する。		ジョイント間隔測定は、原則として呼び径 800mm 以上に適用する。	
		中 心 線 の ズ レ	±100				
		ジ ョ イ ン ト 間 隔	別表ア参照				
		施 工 延 長	-0.1% ただし延長 200m未満				-200
	3. 管水路 (ダクタイル鋳鉄管、強化プラスチック複合管)	基 準 高	±30 被圧地下水のある場合 ±50	基準高については、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。 中心線のズレ、ジョイント間隔については適宜測定する。		ジョイント間隔測定は、原則として呼び径 800mm 以上に適用する。	
		中 心 線 の ズ レ	±100				
		ジ ョ イ ン ト 間 隔	別表イ及び別表ウ参照				
		施 工 延 長	-0.1% ただし延長 200m未満				-200

工 種	検査内容	規 格 値 (mm)	検 査 の 対 象	摘 要		
8 水路 工事	4. 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	基 準 高	±50	基準高あるいは埋設深については、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所測定する。 ただし、施工延長 500m未満につき 2 箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。		
		埋 設 深	-50			
		中 心 線 の ズ レ	±120			
		施 工 延 長	-0.1% ただし延長 200m未満 -200			
	5. 管水路 (鋼管)	基 準 高	±30 被圧地下水のある場合 ±50	基準高については、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。		
		中 心 線 の ズ レ	±45			
		施 工 延 長	-0.1% ただし延長 200m未満 -200			
	6. 管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 J I S G5526 (ダクティル铸铁管) J D P A G1027 (農業用水用ダクティル铸铁管) J I S G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管) J I S A5350 (強化プラスチック複合管) F R P M K1111(強化プラスチック複合管内圧管フィラメント ワインディング成形法)		施工延長 500m～600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。	呼び径 900mm 以上に適用する。	
		た わ み 率	締固めなし			±5%
			締 固 め I			±5%
			締 固 め I (礫質土)			±5%
			締 固 め II			±5%
7. シールド工事 (一次覆工) (コンクリートセグメント、鋼管セグメント)	基 準 高	±50	基準高、たわみ率については、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所測定する。 ただし、施工延長 500m未満につき 2 箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	たわみ率については、呼び径 900mm 以上に適用する。		
	中 心 線 の ズ レ	直線部			±100	
		曲線部			±150	
	施 工 延 長	-0.1% ただし、延長 150m 未満			-150	
た わ み 率		±5%				
8. シールド工事 (二次覆工) (既設管覆工)	基 準 高	シールド工事 ±30 推進工事 ±50	基準高、たわみ率については、施工延長 500m～600mにつき 1 箇所測定する。 ただし、施工延長 500m未満につき 2 箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	ジョイント間隔測定は、原則として呼び径 800mm 以上に適用する。 また、たわみ率については、呼び径 900mm 以上に適用する。		
	中 心 線 の ズ レ	±100				
	ジョイント間隔	別表ア、イ及び別表ウ参照				
	9. 推進工法	施 工 延 長			-0.1% ただし、延長 200m 未満	-200
た わ み 率			±5%			

締固め程度は次のとおりである。

締固めの程度	仕上りの程度
締固めなし	締まった状態を指しいわゆる膨軟状態ではない
締固めⅠ	締固め度の85%以上
締固めⅡ	締固め度の90%以上

工 種	検査内容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要		
9 畑 かん 施設 工事	1. スプリンクラー	埋 設 深		-50	埋設深については、構造図寸法表示箇所を適宜測定する。		
	10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁（ポストテンション桁）	幅	上幅	+10 -5	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がりについては、施工本数 10～15 本につき 1 本以上測定する。 ただし、施工本数 10 本未満は 2 本測定する。	
			下幅	±5			
高 さ				+10 -5			
桁 長			±15				
	横方向の最大曲がり	桁長 10.5m未満 桁長 10.5m以上	1.5L-6 10mm				
2. 鉄筋コンクリート床版工	基 準 高			±20	基準高、幅については、施工数 5 径間につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工数 5 径間未満は 1 箇所測定する。 高さについては、施工面積おおむね 100 m <sup>2</sup> につき 1 箇所の割合で測定する。 ただし、施工面積 100 m <sup>2</sup> 未満は 2 箇所測定する。	コンクリート橋に適用する。	
		幅		±30			
		厚 さ		+20 -10			
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	高 欄 幅					-20
高 欄 高 さ				-30			
地 覆 幅				-20			
地 覆 高 さ				-20			
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工	敷 幅			-50	敷幅、控壁の厚さ、高さ、天端長、敷長、胸壁間距離については、構造図寸法表示箇所を適宜測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	2 スパン以上の場合の胸壁間距離は 2 及び 3 橋脚工の橋脚中心間距離による。
		控 壁 の 厚 さ			-20		
		高 さ			-50		
		中 心 線 の ズ レ			±50		
		天 端 長			-50		
		敷 長			-50		
		胸 壁 間 距 離			±30		
	橋 台 沓 部				「1. 共通工事の 10. 精度を要するもの」の項に定めるところによる。		

工 種		検 査 内 容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要
11 橋 梁 下 部 工 事	2. 橋脚工 (張出式、重力式、半 重力式)	基 準 高		±20	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離 については、施工基数おおむね5基につき1基以上測定する。 ただし、施工基数5基未満は1基測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	
		天 端 長		-50		
		敷 長		-50		
		天 端 幅		-20		
		敷 幅		-50		
		高 さ		-50		
		橋 脚 中 心 間 距 離		±30		
		中 心 線 の ズ レ		±50		
	2. 橋脚工 (ラーメン式)	基 準 高		±20	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚 中心間距離については、施工基数おおむね5基につき1基以上測 定する。 ただし、施工基数5基未満は1基測定する。 中心線のズレについては適宜測定する	
		天 端 長		-20		
		天 端 幅		-20		
		中 間 幅		-20		
		基 礎 幅		-50		
		高 さ		-50		
		厚 さ		-20		
橋 脚 中 心 間 距 離			±30			
中 心 線 の ズ レ		±50				

工 種		検 査 内 容	規 格 値 (mm)	検 査 の 対 象	摘 要
12 法 面 保 護 工 事	1. ラス張 (植生マット、植生シート、繊維ネット、張芝、人工張芝)	面 積	施工面積 $\geq$ 設計面積	アンカーピン数、アンカーピン及び止め釘については、施工面積1,000 m <sup>2</sup> につき1箇所測定する。 ただし、施工面積1,000 m <sup>2</sup> 未満は2箇所測定する。	
		アンカーピン数	ラス張 $\phi 9(D10) * L=200\text{mm}$ 1.5本/m <sup>2</sup> 以上 $\phi 16(D16) \times L=400\text{mm}$ 0.3本/m <sup>2</sup> 以上		
		アンカーピン及び止め釘	植生マット、繊維マット 肥料袋付6本/m <sup>2</sup> 以上, 肥料袋無3本/m <sup>2</sup> 以上		
	2. 種子吹付	面 積	施工面積 $\geq$ 設計面積		
	3. 客土吹付	厚 さ	平均厚さ $\geq$ 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上	厚さについては、施工面積2,000 m <sup>2</sup> につき1箇所の割合で測定する。 ただし、施工面積2,000 m <sup>2</sup> 未満は2箇所測定する。	
		面 積	施工面積 $\geq$ 設計面積		
4. 植生基材吹付	厚 さ	平均厚さ $\geq$ 設計厚さ 測定値は設計厚5cm未満 -10% 測定値は設計厚5cm以上 -20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上	厚さについては、施工面積1,000 m <sup>2</sup> につき1箇所の割合で測定する。 ただし、施工面積1,000 m <sup>2</sup> 未満は2箇所測定する。		
	面 積	施工面積 $\geq$ 設計面積			
5. 吹付砕工	梁 延 長	施工延長 $\geq$ 設計延長	梁間隔、梁断面については、施工面積1,000 m <sup>2</sup> につき1箇所の割合で測定する。 ただし、施工面積1,000 m <sup>2</sup> 未満は2箇所測定する。		
	梁 間 隔	$\pm L/10$			
	梁 断 面	-20			
6. コンクリート吹付 モルタル吹付	吹 付 厚 さ	設計厚さ5cm未満 -10 " 5cm以上 -20 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上	厚さについては施工面積3,000 m <sup>2</sup> につき1箇所の割合で測定する。 ただし、施工面積3,000 m <sup>2</sup> 未満は2箇所測定する。	施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。	

工 種		検 査 内 容		規 格 値 (mm)		検 査 の 対 象		摘 要	
13 暗 渠 排 水 工 事	1. 吸水渠	布 設 深		-75		布設深、間隔については、おおむね 10 本につき 1 本の割合で次により測定する。 上、下流端の 2 箇所、ただし、1 本の布設長がおおむね 100m 以上のときは、中間点を加えた 3 箇所			
		間 隔		±750					
		施 工 延 長		-0.2%					
			ただし延長 500m 以下 -1,000						
2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	布 設 深		-75		布設深については、施工延長おおむね 500m につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 未満は 2 箇所測定する。				
	施 工 延 長		-0.2%						
				ただし延長 500m 以下					
14 フ ィ ル ダ ム 工 事	1. 監 査 廊 ( 暗 渠 タイ プ )	基 準 高		±30		基準高、幅、高さについては施工延長 100m につき 1 箇所測定する。 ただし、施工延長 100m 未満は 2 箇所測定する。 厚さ、中心線のズレについては適宜測定する。			
		幅		-25					
		厚 さ		-20					
		高 さ		-40					
		中 心 線 の ズ レ		直線部 ±75 曲線部 150					
		ス パ ン 長		直線部 ±20 曲線部 ±30					
	施 工 延 長		-0.1%						
		ただし延長 150m 未満		-150					
2. 堤体盛立	ゾ ー ン 幅	遮 水 ゾ ー ン		(01) -0 +500		ゾーン幅については、施工延長 50m~100m につき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 50m 未満は 2 箇所測定する。			
		フ ィ ル タ ー ゾ ー ン		中心線より (02) +500 -0					
		ト ラ ン ジ シ ョ ン ゾ ー ン		(03) -500 +1,000					
		ロ ッ ク ゾ ー ン		中心線より (04) -0 +1,000					
		ゾーン有効幅							
3. 洪水吐	基 準 高		±30		基準高、幅、高さについては施工延長 100m につき 1 箇所測定する。 ただし、施工延長 100m 未満は 2 箇所測定する。 厚さ、中心線のズレについては適宜測定する。				
	幅		-25						
	厚 さ		-20						
	高 さ		-25						
	中 心 線 の ズ レ		直線部 ±50 曲線部 ±100						
	ス パ ン 長		直線部 ±20 曲線部 ±30						
	施 工 延 長		-0.1%						
		ただし、延長 150m 未満		-150					

工 種		検 査 内 容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要
15 頭 首 工 事	1. 本 体	基 準 高		±30	基準高、幅、厚さ、高さ、長さについては、構造図寸法表示箇所を適宜測定する。	
		幅	天端幅等 エプロン部	-30 -60		
		厚 さ	導流壁、エプロン部等	-30		
		高 さ	導流壁等	-30		
		長 さ	導流壁、エプロン部等	-100		
	2. 護床ブロック (異形ブロック)	基 準 高		±150	基準高については、施工面積 500 m <sup>2</sup> につき 1 箇所の割合で測定する。 ただし、施工面積 500 m <sup>2</sup> 未満は 2 箇所測定する。	
		面 積		-0.2%		
16 海 岸 河 川 工 事	1. 捨石工 消波ブロック工	基 準 高	捨石工は特記仕様書による	-300	基準高、幅については、施工延長 500m~600mにつき 1 箇所以上測定する。 ただし、施工延長 500m未満は 2 箇所測定する。	
		幅		-300		

工 種		検 査 内 容	規 格 (mm)	値	検 査 の 対 象	摘 要
14 た め 池 改 修 工 事	1. 堤体工	基 準 高		±100	線的なものについては施工延長概ね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	1. 鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。 2. 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3. 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4. 出来形図は横断面図面を利用して作成する。
		堤 幅		-100		
		法 長		-100		
		施 工 延 長		-200		
	2. 洪水吐工	基 準 高		±30	基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	1. スパン長の標準を9mとした場合。
		幅		±30		
		厚 さ		±20		
		高 さ		±30		
		中 心 線 の ズ レ	直線部	±50		
			曲線部	±100		
		ス パ ン 長	直線部	±20		
		曲線部	±30			
	3. 樋管工	基 準 高		±30	基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレについては施工延長おおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	1. 基準高(V)は管底を原則とする。 2. プレキャストコンクリート製品使用の場合である。 3. 底樋がトンネルの場合は、農業土木工事施工管理基準20水路工事の40水路トンネルに準ずる。 4. 斜樋等付帯構造物は農業土木工事施工管理基準10共通工事の90コンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。
幅			-20			
厚 さ			-20			
高 さ			-20			
中 心 線 の ズ レ		直線部	±50			
		曲線部	±100			
施 工 延 長		-150				

別表ア 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔規格値

(単位：mm)

呼び径 (mm)	規 格 値					
	JIS A 5372 RC管 (B形管)				JIS A 5372 RC管 (NB形管)	
	良質地盤		軟弱地盤			
150	+20	0	+11	0	+23	0
200	+20	0	+11	0	+23	0
250	+20	0	+11	0	+23	0
300	+18	0	+10	0	+23	0
350	+18	0	+10	0	+23	0
400	+21	0	+11	0	+29	0
450	+21	0	+11	0	+29	0
500	+21	0	+11	0	+29	0
600	+23	0	+13	0	+29	0
700	+21	0	+12	0	+29	0
800	+24	0	+13	0	+29	0
900	+26	0	+15	0	+29	0
1,000	+32	0	+18	0		
1,100	+33	0	+19	0		
1,200	+35	0	+21	0		
1,350	+37	0	+22	0		

(単位：mm)

JIS A 5372 RC管 (NC形管)			
呼び径 (mm)	標準値		規格値
1,500	5		+33 +5
1,650	5		+33 +5
1,800	5		+33 +5
2,000	5		+33 +5
2,200	5		+33 +5
2,400	5		+38 +5
2,600	5		+38 +5
2,800	5		+38 +5
3,000	5		+38 +5

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 2. 埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。  
 3. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値は標準値に対する値を示している。

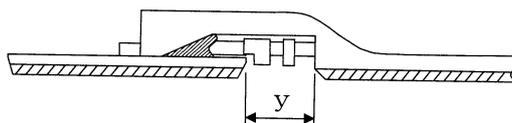
別表イ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔規格値

(単位：mm)

規 格	JIS G 5526・5527 及び JPA G 1027	JIS G 5526・5527 及び JPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及び JPA G 1029	
呼び径 (mm)	K 形	T 形	T形 (異形管)	U 形	
	規 格 値	規 格 値	規 格 値	標準値	規 格 値

75	+19	0	+16	0	+16	0	—	—
100	+19	0	+16	0	+17	0	—	—
150	+19	0	+16	0	+18	0	—	—
200	+19	0	+14	0	+16	0	—	—
250	+19	0	+14	0	+14	0	—	—
300	+19	0	+24	0	—	—	—	—
350	+31	0	+24	0	—	—	—	—
400	+31	0	+24	0	—	—	—	—
450	+31	0	+24	0	—	—	—	—
500	+31	0	+30	0	—	—	—	—
600	+31	0	+30	0	—	—	—	—
700	+31	0	+30	0	—	105	+32	-5
800	+31	0	+30	0	—	105	+32	-5
900	+31	0	+40	0	—	105	+32	-5
1,000	+36	0	+40	0	—	105	+33	-5
1,100	+36	0	+40	0	—	105	+33	-5
1,200	+36	0	+50	0	—	105	+33	-5
1,350	+36	0	+50	0	—	105	+35	-5
1,500	+36	0	+60	0	—	105	+35	-5
1,600	+40	0	+70	0	—	115	+33	-5
1,650	+45	0	+70	0	—	115	+33	-5
1,800	+45	0	+80	0	—	115	+33	-5
2,000	+50	0	+90	0	—	115	+36	-5
2,100	+55	0	—	—	—	115	+36	-5
2,200	+55	0	—	—	—	115	+36	-5
2,400	+60	0	—	—	—	115	+36	-5
2,600	+70	0	—	—	—	130	+36	-5

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
2. 埋戻後の測定は、原則として呼び径 800mm 以上に適用する。  
3. U形管の標準値は、下図の寸法 y である。



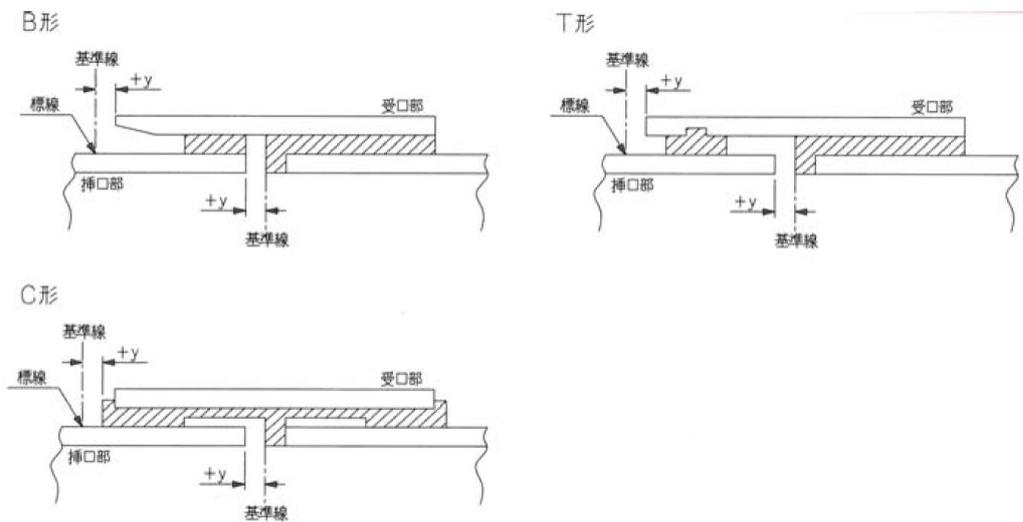
別表ウ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔規格値

(単位：mm)

規 格	J I S A 5350				
	B形、C形及びT形				
	標準値	規 格 値			
良 質 地 盤		軟 弱 地 盤			
200	0	+33	0	+22	0
250	0	+33	0	+22	0
300	0	+38	0	+25	0
350	0	+38	0	+25	0
400	0	+43	0	+28	0
450	0	+43	0	+28	0
500	0	+53	0	+35	0
600	0	+53	0	+35	0
700	0	+53	0	+35	0
800	0	+53	0	+35	0

900	0	+53	0	+35	0
1,000	0	+53	0	+35	0
1,100	0	+53	0	+35	0
1,200	0	+53	0	+35	0
1,350	0	+53	0	+35	0
1,500	0	+53	0	+35	0
1,650	0	+80	0	+53	0
1,800	0	+80	0	+53	0
2,000	0	+95	0	+63	0
2,200	0	+95	0	+63	0
2,400	0	+113	0	+75	0
2,600	0	+113	0	+75	0
2,800	0	+128	0	+85	0
3,000	0	+128	0	+85	0

注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として、4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 2. 埋戻し後の測定は、原則として、呼び径 800mm 以上に適用する。



別表第3 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法	
共 通	材 料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明書により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	基 礎 工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	土 工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値は、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は附属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。	
道 路	舗 装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

別表第4 「公所長」の定義

公所長
広域振興局の農村整備担当のセンター所長及び農村整備室長

別表第5 検査及び工事修補関係様式

検査の結果	検査の種類	関係書類	様式番号	設計額 6,500万円			
				以上		未満	
				作成部数	提出先	作成部数	提出先
不完全な箇所がない場合	完成検査	工事完成検査復命書	1	1	・知事(農村計画課総括課長) ※公所長には写しを提出	1	・知事(公所長)
		工事完成証明書	県営建設工事請負契約書別記様式第18号	2	・知事(公所長) ・受注者 ※農村計画課総括課長には写しを提出	2	・知事(公所長) ・受注者
不完全な箇所がないと確認した部分について	出来形検査	工事出来形検査復命書	2	1	・知事(公所長)	1	・知事(公所長)
		工事出来形確認調書	3	1	・知事(公所長)	1	・知事(公所長)
不完全な箇所がある場合	完成検査	工事修補請求書	4	2	・知事(農村計画課総括課長) ・受注者 ※公所長には写しを提出	2	・知事(公所長) ・受注者
		工事検査報告書	5	1	・知事(農村計画課総括課長) ※公所長には写しを提出	1	・知事(公所長)
		工事修補請書	6	1	・知事(公所長)	1	・知事(公所長)
		工事修補完了届	7	1	・知事(公所長)	1	・知事(公所長)
		工事修補完了復命書	8	1	・知事(農村計画課総括課長) ※公所長には写しを提出	1	・知事(公所長)
		完成検査指示書	9	1	完成検査における工事完成検査報告書に準ずる	1	・知事(公所長)
		工事完成検査員の派遣について	10	—	—	1	・派遣を依頼する公所長
		工事完成届等進達書	11	1	・農林水産部長	—	—
		工事検査調書	参考	—	—	—	—

(様式第1号)

年 月 日

岩手県知事

様

検 査 員

氏 名

工事完成検査復命書

年 月 日、下記の工事の完成検査を実施した結果、契約設計図書及び仕様書のとおり完成したことを認めたので復命します。

		所 管	
工 事 名	工 事		
工 事 場 所	郡 町	字	地 内
	市 村		
請 負 代 金 額	金		円
工 期	年 月 日	着 手	
	年 月 日	完 成	
完 成 年 月 日	年 月 日		
受 注 者			

(様式第2号)

年 月 日

岩手県知事

様

検 査 員

氏 名

工事出来形検査復命書

年 月 日、次の工事の出来形検査を実施したので、その結果を復命します。

工 事 名	工 事
工 事 場 所	郡 町 市 村 字 地 内
受 注 者	
(1) 設計額(税込)	円
(2) 請負額(税込)	円 請負率 0.
(3) 出来形設計額(税抜)	円
(4) 出来形金額(税抜)	円 (3)×請負率
(5) 出来形請負額(税込)	円 (4)×(1+消費税率)

(注)工事出来形設計書を添付すること。

(様式第3号)

工事出来形確認調書

工 事 名	工 事	
工 事 場 所	郡 町 字 地 内 市 村	
受 注 者		
(1) 設計額	円	
(2) 請負額	円	請負率 0.
(3) 出来形設計額(税抜)	円	
(4) 出来高請負額(税込)	円	(3) × 請負率(千円未満切捨)
(5) 同上の9/10の額	円	(4) × 9/10
(6) 当該会計年度前払額	円	
(7) 当該会計年度の部分払金額	円	
(8) 今回支払限度額	円	(5) - {(6) + (7)}

年 月 日 出来形検査を行ったところ、上記のとおりであることを確認します。

年 月 日

確 認 者

氏 名

印

(様式第4号)

年 月 日

受注者

様

検査員

氏名

印

工事修補請求書

年 月 日の完成検査において、下記事項について修補の必要がありますので、請求します。

工 事 名	工 事		
工 事 箇 所	郡 町 字 地 内 市 村		
立 会 者 職 氏 名	発 注 者		受 注 者
修 補 完 了 期 限	年 月 日	修 補 事 項 承 諾 印	
修 補 を 要 す る 事 項			

(注) 1. 本書は2通作成し、受注者に交付するとともに、残り1通を工事検査報告書に添付すること。

2. 該当しない部分を抹消すること。

(様式第5号)

年 月 日

岩手県知事

様

検 査 員

氏 名

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日、下記の工事の完成検査を実施した結果、請負契約の内容に適合しないものであると認め、工事修補請求書に基づき工事の修補を請求したので報告します。

		所 管	
工 事 名	工 事		
工 事 場 所	郡 町 字 地 内 市 村		
請 負 代 金 額	金	円	
工 期	年 月 日	着 手	
	年 月 日	完 成	
完 成 年 月 日	年 月 日		
受 注 者			

(注)該当しない部分を抹消すること。

(様式第6号)

年 月 日

岩手県知事

様

受注者  
住所

氏名 印

工 事 修 補 請 書

年 月 日付で請求のありました完成検査における下記工事修補は、期限までに完了します。

工 事 名	工 事
工 事 箇 所	郡 町 字 地 内 市 村
修 補 期 限	年 月 日
修補を要する事項	

(注)該当しない部分を抹消すること。

(様式第7号)

年 月 日

岩手県知事

様

受 注 者  
住 所  
氏 名

工 事 修 補 完 了 届

年 月 日付けで請求されました完成検査における工事修補については、下記のとおり完了しましたのでお届けします。

工 事 名	工 事
工 事 箇 所	郡 町 字 地 内 市 村
修 補 完 了 期 限	年 月 日
修 補 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

(注)該当しない部分を抹消すること。

(様式第8号)

年 月 日

岩手県知事

様

検 査 員

氏 名

工 事 修 補 完 了 復 命 書

下記完成検査における工事修補について完了検査を実施した結果、契約設計図書及び仕様書のとおり完成したことを確認したので復命します。

		所 管	
工 事 名			
工 事 場 所	郡 町 字 地 内		
	市 村		
請 負 代 金 額			
工 期	年 月 日	着 手	
	年 月 日	完 成	
検 査 員 職 氏 名			
検 査 実 施 日	年 月 日		
修 補 期 限	年 月 日		
修 補 完 成 年 月 日	年 月 日		
修 補 検 査 日	年 月 日		
受 注 者			
備 考			

(注)該当しない部分を抹消すること。



(様式第 10 号)

第 号  
年 月 日

〇〇広域振興局〇〇部  
〇〇農村整備センター所長 様

〇〇広域振興局〇〇部  
〇〇農林振興センター所長

工事完成検査員の派遣について（依頼）

下記の工事について、貴下の職員を完成検査員として派遣いただきますようお願いします。

記

1 検査を依頼する工事

検査対象工事	事業名	
	工事名	
	検査区分	
検査員	職名	
	氏名	
	検査日時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
	検査場所	〇〇地区合同庁舎及び〇〇 地内

2 依頼理由

(様式第 11 号)

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

〇〇広域振興局長

工事完成届等進達書

このことについて、下記の者から別添のとおり届出がありましたので進達します。

記

- 1 工事名
- 2 受注者

(参考様式)

(甲)

工事検査調書 (完成検査・出来形検査)				検査年月日	年 月 日	
工事名				着工年月日	年 月 日	
工事場所		請負代金額	金 円		完成年月日	年 月 日
受注者		契約年月日	年 月 日		監督員	印
工 事 内 容	工 種	数 量	施 工 内 容			備 考



	測点及び工種	確認方法及び確認内容	指示事項等
検査内容	施工管理	出来形管理	

工事名

(乙-3)

	測点及び工種	確認方法及び確認内容	指示事項等
検査内容			